

令和5年10月26日

内航輸送を利用される荷主の皆様へ

国土交通省海事局内航課長

燃料価格高騰に伴う対応について（協力依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、海事行政に対するご理解、ご協力に感謝申し上げます。

内航海運は、我が国の物流の一翼を担う基幹的輸送インフラとして、経済と国民生活を支える重要な役割を果たしておりますが、燃料価格高騰によって、内航海運事業者の経営状況や安定的な国内輸送に与える影響が懸念されております。

国土交通省としましては、令和元年9月に定めた「内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン」に基づき、内航海運事業者の燃料サーチャージの導入や運賃転嫁、コスト保証等を促進しております。多くの荷主及び内航海運事業者間において、既に当該燃料サーチャージ等が導入されているものと承知しておりますが、取引先から今般の燃料価格の高騰を起因とした相談等があった場合には、適切に協議等いただきますようよろしくお願い致します。

なお、令和4年4月1日に「海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律」が施行され、改正後の内航海運業法においては、荷主及び内航海運事業者間の契約の書面化等の内航海運業界における取引環境の改善を図ることとしております。令和4年3月に定めた「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」もご活用いただき、取引環境の改善に向けた取組へのご協力をよろしくお願い致します。

【参考】内航海運事業における燃料サーチャージ等ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr7_000027.html

【参考】内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン
<https://www.mlit.go.jp/maritime/content/001470912.pdf>